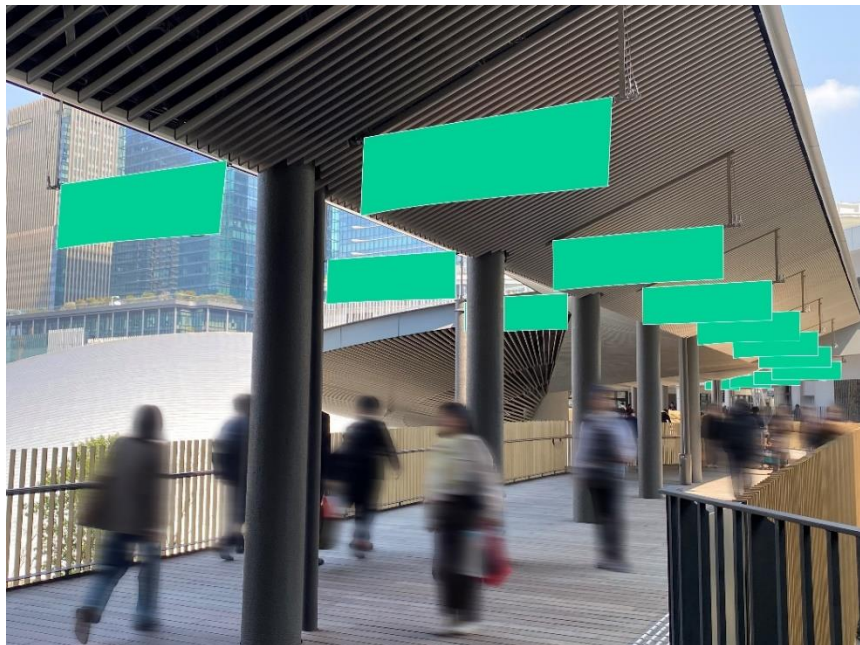


広告メディアの料金一覧



名称	サイズ (H×W)	面数	広告料金（税別）			
			2週間	1週間	1週間 1社買切り	52週間スポット
No.1 GATE VISION	1,500mm×5,000mm	1面	-	200,000円	1,900,000円	7,300,000円
No.2 STREET DS	65インチ	南面9面・北面9面/18面	-	300,000円	2,900,000円	11,000,000円
No.3 WALL VISION	2,500mm×4,500mm	1面	-	250,000円	2,400,000円	9,100,000円
No.4 ゲートフラッグ	500mm×1,800mm	14枚/28面	2,000,000円	1,500,000円	-	-
No.5 いちよう並木フラッグ 全エリア	1,800mm×600mm	30枚/60面	2,200,000円	1,700,000円	-	-
No.5 いちよう並木フラッグ 南側エリア限定	H1,800mm×600mm	14枚/28面	2,000,000円	1,500,000円	-	-
No.5 いちよう並木フラッグ・GFONo.16セット 全エリア	フラッグ 1,800mm×600mm ポスターボード 1,153mm×883mm	フラッグ 58枚/116面 ポスターボード 14基/28面	4,465,000円	3,800,000円	-	-
No.5いちよう並木フラッグ・GFONo.16セット 南側エリア限定	フラッグ 1,800mm×600mm ポスターボード 1,153mm×883mm	フラッグ 26枚/52面 ポスターボード 6基/12面	3,800,000円	2,850,000円	-	-



No.4 ゲートフラッグ



媒体名称	No.4 ゲートフラッグ	掲出期間	2週間・1週間
媒体所在地	グラングリーン大阪 サウスパーク ゲートランタン2Fデッキ	頭出し	原則月曜スタート
広告料金（税別）	¥2,000,000-/2週間 ¥1,500,000-/1週間 ※製作・取付・撤去費込	申込方法	決定優先（仮押さえ不可）
サイズ（H×W）	500mm×1,800mm	入稿方法	完全データ入稿（掲出3週間前までに弊社必着）
仕様	ターボリン幕（14枚/28面）	掲出規制	グラングリーン大阪によるクライアント及びデザイン審査がございます。 （意匠については広告掲出基準を参照ください）
形態	フラッグ広告	備考	※天候（台風含む）により掲出の遅れや中断が起こる場合がございます。 いかなる場合でも、広告料金の減額・払い戻しは致しませんので予めご了承ください。 ※仕様上、ターボリン幕の撓みが生じる場合がございます。 ※グラングリーン大阪の都合によりご利用いただけない場合がございます。 ※各種画像、MAP等は現状のものを使用しており、予告なく変更となる場合がございます。

広告掲出審査基準

本地区の高質な空間特性にふさわしいに賑わいのある街並み景観の形成を推進するとともに、安定した自主財源の創出を図るため、「広告媒体等審査基準」を設け、ガイドライン審査者（TMO、JR西日本）が審査を行う。審査基準は、街並み景観ガイドラインの趣旨に則し、以下の2つの視点と4つの基準で総合的に判断する。

<審査の視点>

1. 空間特性を踏まえた街並み景観の向上に資するものとなっているか。
2. 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与え且つ品位あるものとなっているか。

広告媒体等審査基準

■ 一般基準

第1条. 次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
- (2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (3) 関係法令に則ったものであること。

■ 内容基準

第2条. 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、

原則としてこれを掲出しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。
- (2) 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの。
- (3) 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの。
- (4) 通行者に健康上被害を与える恐れのあるもの。
- (5) たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告。
- (6) 宗教、思想、政治に関わるもの。

■ ビジュアル表現基準

第3条. 広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに

該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 情報過多、文字情報が多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの。
- (5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。
- (6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。

■ 映像装置等の放映基準

第4条. 映像装置等を用いる場合は、第1条、第2条、第3条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 短時間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与えることがないこと。
- (2) 音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。
- (3) コントラストが強く眩しいといった、視覚的に強い表現等をしていないこと。
- (4) 低解像度のものを掲出しないこと。
- (5) 画像切り替り時における変化や動的な演出が激しく不快感を与えないこと。

■ その他事項

第5条. ガイドライン審査者が不可と判断した広告は、原則としてこれを掲出しない。

また別途内規を定めることができる。

<ビジュアル表現審査基準の審査イメージ> ※広告意匠作成の参考としてください。実際の審査は個別案件ごとに判断致します。

・過度な価格訴求
・彩度の強い背景色の利用



【審査前】

赤と黄の
彩度を抑制

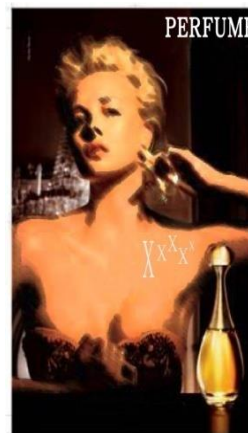
料金訴求
を抑える

・価格訴求を抑える。
・背景色の彩度を抑える



【修正指示後】

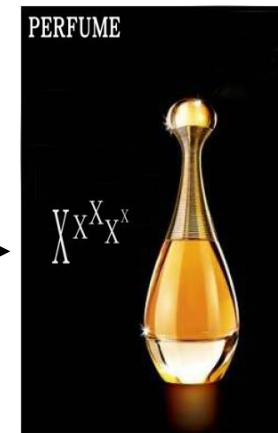
セクシャルと
判断される表現



【審査前】

別原稿に
差し替え

別原稿に差し替え



【修正指示後】

文字情報過多



ボディコピ
を削除

ボディコピーの削除



彩度の強い背景色の利用



バックの色
を変更

背景色を変更する

